

(仮称) 中野区人権及び多様性を尊重する
まちづくり条例案に盛り込むべき主な事項

1 前文

日本国憲法は、基本的人権を保障し、個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下での平等と差別の禁止をその理念としています。

様々な個性や価値観を持つ人々が暮らす中野のまちにおいては、この崇高な理念の下に、互いの人権と多様性を尊重し、これを認め合いながら、共に新たな価値をつくっていくことが求められています。

また、全ての人々が差別をすることや差別をされることのない環境、そして差別をされている状況を見過ごすことのない環境を整備することが必要です。

私たちは、この理念の下で、全ての人々がその能力を発揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(説明)

中野区は、令和3年3月に改定された中野区基本構想において、「国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています」という10年後に目指すまちの姿を掲げています。この姿の実現のため、人権と多様性を尊重するための条例が必要と考えます。

男女共同参画社会の実現に加え、中野区に住んでいる性的マイノリティや、現時点でも約120の国と地域から来ている人々、年齢や世代、障害など、人々が違いを感じやすいことに関して、お互いの人権や多様性に関する理解を深めていくことによる、さらなる地域社会の発展が望まれています。

区、区民、事業者が力を合わせ、互いに地域社会の一員として活躍できる環境づくりを行うことで、人権と多様性を尊重するまちをつくることを宣言したいと考えます。

2 目的

この条例は、人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するための基本理念を定め、中野区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現することを目的とする。

(説明)

区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことによって地域社会において理解し合い、協力し、新たな価値が生まれ、心豊かな暮らしにつながっていくと考えます。

3 基本理念

人権及び多様性を尊重するまちづくりは、全ての人々が、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念とする。

(説明)

この条例において、全ての人に必要とされる基本理念を定めることが必要と考えています。

様々な要因が重なり合う部分で生じる課題を捉える視点も必要と考えます。

4 区の責務

区は、基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

区は、施策の推進に当たっては、区民、事業者及び関係機関との連携及び調整を図るものとする。

(説明)

人権や多様性を尊重するためには、区、区民、事業者がそれぞれの立場で必要な取り組みを検討し、実行していくことが重要です。

区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関も含め、連携のための調整を行います。

5 区民の責務

区民は、地域社会の一員として、交流、つながり等を通じて、目的とする中野のまちの実現に寄与するよう努めるものとする。

区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

人権や多様性の尊重について、区民一人ひとりがさらに理解を深めていく必要があります。

地域活動等を通じて、お互いの個性や価値観を知り、地域社会を共につくる意識づくりにつなげていくことが必要と考えます。

6 事業者の責務

事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び多様性の尊重に努めるものとする。

事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

事業の運営全般において、環境を整えていくことが必要と考えます。

7 施策の推進のための取組

区は、施策を推進するに当たり、その普及及び広報活動等を行うものとする。

区は、区民及び事業者が実施する活動で施策の推進に寄与するものを促進するため、必要な情報の提供及び当該活動の支援を行うものとする。

区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び多様性を尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。

(説明)

施策は、多くの人に知ってもらうことが必要であり、区はそのための普及及び広報活動を行うとともに、区民等の同様の活動を支援する必要があると考えます。

人権や多様性を尊重するための学びは、生涯にわたり学んでいく機会をつくっていく必要があると考えます。

8 調査研究等

区は、施策を効果的に推進するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。

(説明)

区が事例や関連情報を集め、調査研究を行うことで、施策の推進や相談事業等に生かすことができると考えています。

9 中野区人権施策推進審議会の設置

人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、中野区人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 1 人権及び多様性の尊重に関する事業の運営状況及び相談等の状況について区長から報告を受けること。
- 2 区長の諮問に応じ、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。

審議会は、前項各号に掲げる事項に関し必要があると認めるときは、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 1 公募による区民
- 2 関係団体が推薦する者
- 3 学識経験者

審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(説明)

区を取り巻く周辺環境の変化や対応に必要な具体的事柄が発生した場合にも柔軟かつ適切に対応していくため、審議会の設置を考えています。

10 相談等に対する体制の整備

区は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等に的確に応じるために必要な体制を整備するものとする。

(説明)

国、東京都との役割分担を踏まえ、区は基礎的自治体として、地域に身近な位置にあることを踏まえ、相談等に適切に対応するための必要な体制を整備します。

1.1 相談等の処理

区長は、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。

(説明)

相談等があった時は、関係する事業等の内容を調査、情報収集に努めるとともに、課題解決のため、必要に応じて助言や指導による支援や解決のための環境整備に向けた対策などを行うことを考えています。

1.2 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

この条例本文で規定していないものは、規則で定めることを考えています。